

① ○○年 ○月 ○日

渋谷区保健所長 殿

② 設置者

郵便番号 ○○○-○○○○
住 所 東京都○○区○○-○-○-○
(ふりがな) かぶしがいいしゃ株式会社○○○○
氏 名 代表取締役社長 渋谷 太郎
電話番号 ○○-○○○○-○○○○
〔法人の場合は、その名称、主たる事務所の
所在地及び電話番号並びに代表者の氏名〕

給 食 開 始 届

下記のとおり、給食を開始した(する)ので、健康増進法第20条第1項の規定により届け出ます。

記

③	給食施設の名称	株式会社○○○○ 本社ビル1階				
④	給食施設の所在地	郵便番号 ○○○-○○○○ 渋谷区○○町○-○-○				
⑤	給食施設の種類	事業所				
⑥	給食の開始日 又は開始予定日	令和○年 ○月 ○日				
⑦	1日の予定給食数 及び各食ごとの 予 定 給 食 数	朝 食	昼 食	夕 食	その他	1日の合計
			400			400
⑧	管理栄養士の員数	1		栄 養 士 の 員 数		1

添付書類 1 給食運営状況票
2 給食施設の平面図

① 届出年月日：保健所に提出する日付を記入する。

② 設置者：

当該施設を設置している者の郵便番号、住所、氏名、電話番号を記入する。

法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称、代表者の職名及び氏名、電話番号を記入する。例：事業所の場合「○○株式会社 代表取締役社長○○○」、民間の医療機関の場合「○○医療法人 理事長○○○」等

③ 給食施設の名称：正式名称で記入する。

④ 給食施設の所在地：給食を調理する施設の所在地を記入する。

⑤ 給食施設の種類：

「給食施設の分類」に基づき記入する。その他の場合は具体的な施設種類を（ ）で併記する。例：その他（有料老人ホーム）、その他（認証保育所）

⑥ 給食の開始日又は開始予定日：

給食の開始日又は開始予定日を記入する。

⑦ 1日の予定給食数及び各食ごとの予定給食数：

定員が決まっている施設は、「定員」を記入する。定員等が明確でない場合は予定食数（最大数）を記入する。「その他」とは夜勤を行っている工場等で供給する夜食や保育所等で供給する補食などをいう。なお、おやつや検食は食数に数えない。

⑧ 管理栄養士、栄養士の員数：

常勤の管理栄養士、栄養士の人数を記入する。

資格の職名で採用されている人数を記入する。よって栄養士の資格を有しても調理員として採用されている場合は、該当しない。ただし、栄養士として採用されていて管理栄養士の資格を有する場合は、管理栄養士に計上する。

非常勤や巡回の栄養士、管理栄養士のみの場合は、0と記入する。

【給食施設の分類】

分類	該当施設	根拠法令等
学校(公立・私立)	公立学校、私立学校、公立幼稚園、私立幼稚園、各種学校、幼稚園型認定こども園	学校教育法第1条に規定する学校、第124条に規定する専修学校及び第134条に規定する各種学校、学校給食センター、学校給食法第6条に規定する学校給食共同調理場及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園(当該施設が幼稚園である場合)
病院	病院	医療法第1条の5第1項に規定する病院
介護老人保健施設	介護老人保健施設	介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設
介護医療院	介護医療院	介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院
老人福祉施設	特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人介護支援センター、老人福祉センター、軽費老人ホーム、養護老人ホーム	老人福祉法第5条の3に規定する施設
児童福祉施設	認可保育所、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園等	児童福祉法第7条に規定する施設、社会福祉法第2条に規定する事業に係る施設で児童福祉に関するもの及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園(当該施設が幼稚園である場合を除く)
社会福祉施設	救護施設、障害者支援施設、婦人保護施設等	生活保護法第38条、身体障害者福祉法第5条第1項及び売春防止法第36条に規定する施設並びに社会福祉法第2条に規定する事業に係る施設で社会福祉に関するもの
事業所	事業所	労働基準法別表1に規定する事業所
寄宿舍	学生又は労働者の寄宿施設	
矯正施設	刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第3条に規定する刑事施設(刑務所、少年刑務所、拘置所)並びに少年院法第4条に規定する少年院及び少年鑑別所法第3条に規定する少年鑑別所
自衛隊	自衛隊	
一般給食センター	特定した施設(複数の場合も含む。)に対して継続的に食事を供給している施設	
その他	上記に含まれない施設。警察学校、認証保育所、認可外保育所、地域型保育事業、有料老人ホーム等	